

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、さぬき市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）楠木地区）を行うことについて平成23年1月18日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成23年2月1日から同月21日まで縦覧に供する。

平成23年1月25日

香川県知事 浜 田 恵 造